

被 処 分 者	認 定 証 番 号	山口県公安委員会 第175号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	代行運転ニュー六三四
	主たる営業所が所在する市区町村	宇部市
処 分 年 月 日		令和元年9月24日
処 分 内 容		営業停止(停止期間 令和元年9月25日から 令和元年10月24日まで)の30日間)
処 分 理 由		累積点数
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項 同法施行令第5条第1項第2号
処分を行った公安委員会		山口県公安委員会